



パートナー向け補足情報 制限付き株式

日本

概要

本補足資料は、Starbucks Corporation (以下「会社」) から 2005 長期インセンティブストックプラン (以下「プラン」) に基づき付与された制限付き株式 (以下「RSU」)¹ に対し税務上の影響、その他関連する事柄についてまとめたものです。

この補足は、2019 年 8 月時点の各国の税法に基づいています。

税に関する法律は複雑で頻繁に改正されることがあります。そのため、このプランに基づく RSU の付与、権利確定、会社株式の発行、配当金支払、会社株式の取得にかかる納税義務と責任に関する最新の情報および詳細な説明について、ご自身で税理士等に相談されることをお勧めします。

この補足資料は原則として一般的事項を扱い、適用される可能性のある諸法令、規則、規定のすべてを網羅しているわけではありません。特定の税または財務状況に当てはまらない内容もあり、会社は個人のいかなる税について保証する立場にありません。本補足の情報は、RSU が株式として受け取られ、またその株式が権利確定日後、手続き上可能な限り早く発行されると仮定した上でのものです。株式に対して配当が支払われる場合、その配当は海外証券口座に入金されます (即ち、日本国内の銀行または口座には支払われません)。日本国内の税金またはそれに関連する他の法令がどのように適用されるかについては、専門家に相談されることをお勧めします。

他国の市民権を所有している場合や他国の居住者である場合 RSU が付与された後に他国へ転勤または居住することになった場合、もしくは課税時にすでに退職している場合は、本補足資料の情報が適用されない場合があります。

本補足資料の情報は、あなたが米国非居住者で、かつ米国市民ではないことを証明する Form W-8BEN の提出を完了していることを前提としています。

この文書は、1933 年米国証券法 (改正版を含む) に基づき、米国証券取引委員会に登録された証券の目論見書の一部を構成します。

¹RSU は、後日無償で会社株式が取得できることを約束するものです。

税金	
付与	非課税です。
権利確定	RSU は権利確定して株式が発行される時点で課税対象となります。
課税額	権利確定によって発行される株式の公正市場価格です。
所得の種類	給与所得
所得税は生じますか？	はい (国税および住民税)
社会保険料負担はありますか？	いいえ。
その他の税金はありますか？	<p><u>復興特別税</u> 2037 年 12 月 31 日まで、東日本大震災からの復興のための財源として税率 2.1%が個人の所得税額 (キャピタル・ゲイン = 株式の売買益、配当金含む) に上乘せされます。</p> <p><u>国外転出時課税制度</u> 国外転出 (日本国内に住所及び居所を有しないこととなること) をする一定の居住者が 1 億円以上の財産を有する場合、出国税が課せられます。本プランで取得した株式等は、国外転出時課税制度の対象となります。</p> <p>その他の税金については、税理士にご相談ください。</p>

源泉徴収と報告	
源泉徴収	
権利確定時に所得税は差し引かれますか？	いいえ。いいえ。確定日の翌年 2 月から 3 月にご自身で確定申告を行い納付してください。
社会保険料負担は差し引かれますか？	社会保険料はかかりません。
その他の税は差し引かれますか？	いいえ。その他の税金については、ご自身の責任で課税の確認、納付を行ってください。

源泉徴収と報告

報告

課税額の報告義務は
ありますか？

会社は、国税庁に、毎年3月31日までに、前暦年の間の所得に関して、「外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書」を提出します。

また個人の義務として、確定日の翌年2月から3月にご自身で確定申告を行ってください。

配当金

日本での課税

株式を取得し、その後、配当が発表された場合、支払われた配当金は日本で課税対象となります。

配当金についてはご自身の責任で確定申告、かかる税金の納付を行ってください。

米国での課税

さらに、支払われた配当金はすべて、アメリカ合衆国（以下「米国」）連邦税が源泉徴収されます。あなたは、米国の租税条約相手国の居住者として、かかる配当金の米国連邦税の源泉徴収税額の低減を求めることができます。租税条約の優遇措置を受けるには、Fidelity サイト上で米国内国歳入庁の Form W-8BEN を提出しなければなりません。また、米国連邦税の源泉徴収分については、日本における確定申告で税額控除を受けられる場合があります。この税額控除に関しては、税理士にご相談ください。

株式の売却

日本での課税

このプランで取得した会社株式を売却する場合、譲渡益が課税の対象となる場合があります。

課税対象となる利益は、売却額と株式における原価基準（一般的には取得日＝権利確定日における株式の公正市場価格）の差額です。この

株式の売却

	<p>利益は所得税および住民税の課税対象となり、2037年12月31日までは、復興特別所得税が加算されます。</p> <p>このプランで取得した会社株式を原価基準より少ない価額で売却した場合、キャピタル・ロス（譲渡損失）となります。キャピタル・ロス（譲渡損失）は、同じ年、およびその後3年間のキャピタル・ゲイン（譲渡益）と相殺できる場合があります。</p> <p>会社株式の売却により得た課税所得についてはご自身の責任で確定申告および納税を行ってください。</p> <p><i>売却時の譲渡益（譲渡損失）の計算は複雑なため、税理士にご相談されることをお勧めします。</i></p>
米国での課税	<p>米国非居住者で、米国市民ではないことを証明する Form W-8BEN を提出している場合、このプランで取得した株式を売却したことによる利益は米国で課税対象にはなりません。Form W-8BEN を提出していない場合、証券会社が収入に対して、24%の税率で米国の予備源泉徴収を行うことになります。</p>

その他の情報

米国遺産税	<p>会社株式（及び特定の賞与）を死亡時に保有している場合、米国遺産税が死亡時に課されることがあります。米国遺産税法は、米国外に居住する非米国市民（以下「外国人非居住者」）について、遺産総額が60,000米ドルを超過する場合、遺産税申告書の提出を義務付けていますが、日米相続税条約が適用される場合はこの限りではありません。</p> <p>外国人非居住者の遺産総額は、米国内にある資産で、会社株式（および本プランで付与された特定賞与）も含まれます。これらの法律は複雑なため、あなたの相続人は税理士またはファイナンシャルアドバイザーに相談されることをお勧めします。</p>
--------------	--